

第5章 基本的な方針を踏まえた学校施設整備の水準等

1.学校の適正配置計画

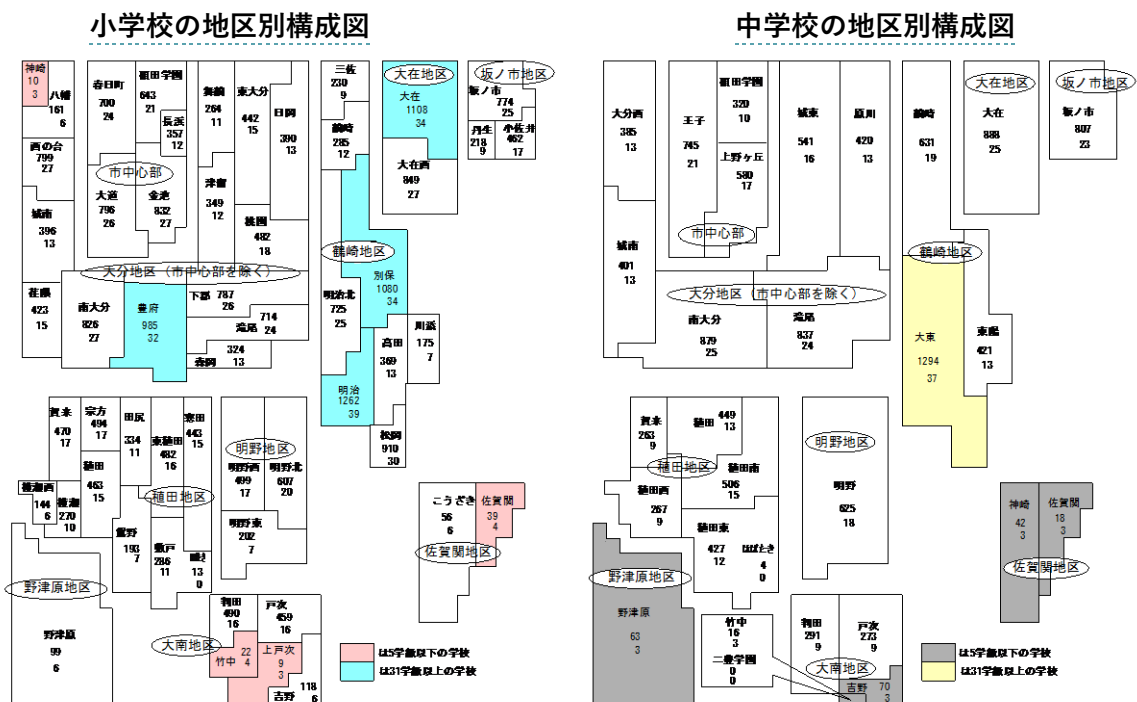
本市教育委員会では、国の動向や本市の取組などを踏まえ、本市における市立学校の適正配置に関する教育委員会の基本的な考え方を改めて示すため平成24年3月の「大分市立小中学校適正配置基本計画」を見直し、令和4年2月に「大分市立学校適正配置基本方針」を策定し、各種取組を進めています。本計画の取組により、学校数は当時と比較し、以下のとおり変化しています。

【適正配置（統合）を実施した学校（床面積：7,356㎡削減）】

校区	統合による廃校	床面積(㎡)	統合による新設	床面積(㎡)
碩田 中学校区	旧荷揚町小学校	△ 4,867	碩田学園	21,711
	旧中島小学校	△ 4,777		
	旧住吉小学校	△ 3,907		
	旧碩田中学校	△ 7,286		
神崎 中学校区	旧木佐上小学校	△ 2,360	（こうざき小学校に統合）	-
	旧大志生木小学校	△ 2,821		
野津原 中学校区	野津原東部小学校	-	（旧野津原東部小学校跡地にて野津原小学校に統合）	-
	野津原西部小学校	△ 930		
	野津原中部小学校	△ 2,119		
計	△ 29,067		21,711	
差し引き		△ 7,356		

また、新たに適正配置の方策として、過小規模校(5学級以下)と過大規模校(31学級以上)における検討について記載されています。将来(令和9年度推計)、これらに該当する地区として以下が挙げられています。

小中学校の地区別構成図(令和9年推計)



上段：2027(令和9年)の児童生徒数
下段：2027(令和9年)の学級数(特別支援学級は除く)

(出典：大分市立学校適正配置基本方針(令和4年2月))

今後、児童生徒数も減少することから、通学区域の再編や学校の統廃合などの適正配置や校舎の集約化の検討を行うなど、基本的な方針の「施設保有量の適正化」を踏まえ、今後の学校施設整備取り組んでいきます。

大分市立学校適正配置基本方針（2022（令和4年）年2月）一部抜粋

■本市における学級数による学校規模の基準

国の基準、本市の実情などを勘案し、学級数による学校規模の基準を下表のとおり区分します。

区分	学級数	考え方	索引
過少規模校	1～5	小学校：複式学級の解消のために、少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)必要。 中学校：全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)必要。	国の手引き
小規模校	6～11		
標準規模校	12～24	小中学校：12学級以上18学級以下を標準とする。学校を統合する場合には、24学級までを適正な規模とする。	学校教育法施工規則第41条,第79条,義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条
大規模校	25～30	小中学校：25学級以上の学校を大規模校	国の手引き
過大規模校	31～	小中学校：31学級以上の学校を過大規模校	国の手引き

■学校の配置についての考え方

学校の配置については、児童生徒の通学における負担軽減や安全性を考慮する必要があることから、通学距離や通学時間などの通学条件を目安として考えることとします。

■児童生徒の通学条件

児童生徒への負担軽減を考慮し、通学距離については、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内の範囲であること、通学時間は通学方法にかかわらずおおむね1時間以内を基準とします。

■適正配置の選定基準

①小規模な学校の検討する基準

おおむね5年以上、過小規模校が継続することが見込まれる小学校

②大規模な学校の検討する基準

おおむね5年以上、過大規模校が継続することが見込まれる小中学校

■適正配置の方策

・小規模な学校の場合

①通学区域の再編 ②隣接校との統合 ③小規模特認校制度などの活用

・大規模な学校の場合

①通学区域の再編 ②施設整備での対応 ③学校の分離新設

2.整備・維持管理レベルの設定

(1) 学校施設におけるこれまでの整備内容

本市におけるこれまでの改修の取組状況（学校教育施設を例として）を以下に示します。

耐震改修が完了し、外壁、屋上・屋根、体育館の改修等を一定の建物数毎に実施しているものの、本計画の策定までは、建物の長寿命化を目的とした学校全体の仕上げや設備の改修は実施していませんでした。

計画策定以降は順次長寿命化に着手していますが、学校運営への配慮やコストの増大などの課題があり、一部計画通りに進んでいない状況があります。このため、今後は長寿命化改修の目標レベルを明確に設定し、効率的かつ費用対効果の高い改修計画を実施していきます。

凡 例	長寿命化改修	外壁改修	躯体改修	内部改修	設備改修
-----	--	--	--	--	--

	近年の状況 改修件数	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	令和2年度 (2020)	令和6年度 (2024)	
		校	小学校7/件 中学校5/件	外壁改修				
小学校3/件					平成30年度 (2018)	□	□ 令和3年度 (2021)	
—				平成8年度 (1996)	長寿命化改修			
—	昭和61年度 (1986)		大規模改修		平成15年度 (2003)			
小学校2/件 中学校2/件	平成2年度 (1990)		屋上防水					
—			平成10年度 (1998)	耐震改修		平成26年度 (2014)		
小学校31/件 中学校4/件				平成15年度 (2003)	内部改修			
小学校5/件 中学校3/件				平成15年度 (2003)	トイレ改修			
舎	—			平成19年度 (2007)	空調設置	令和元年度 (2019)		
	中学校4/件		平成7年度 (1995)	エレベーター設置				
	—			平成17年度 (2005)	体育館屋根改修	平成27年度 (2015)		
	—			平成30年度 (2008)	床塗装改修	平成25年度 (2013)		
	—			非構造部材改修				
	—				平成27年度 (2015)	照明落下防止		
	小学校9/件				平成30年度 (2018)	□	長寿命化改修	
	中学校12/件					令和6年度 (2024)	照明改修 (LED化)	
体 育 館								

(2) 長寿命化改修等の整備レベルの設定

施設の長寿命化を行うにあたり、施設の利用状況や各部の整備レベルを設定し、コストと関連付けて最適な仕様とすることで、将来の社会的要求水準の高まりへの対応、建物の整備レベルの統一化を図ります。

あわせて改修等で機器等の更新を行う際には、ランニングコストの低減効果や温室効果ガスの排出抑制に効果のある省エネ設備を導入するなど、考慮すべき事項を課題として整理し、フィードバックさせることで次の更新時の設計に反映します。

例として、校舎と体育館における整備レベルを以下に示します。

(整備レベル例) 校舎

		長寿命化改修レベル 1	長寿命化改修レベル 2	長寿命化改修レベル 3	
部 位		中規模	大規模		
外部仕上げ	屋根屋上	屋上防水改修		+	断熱化
	外壁	外壁改修・塗装塗り替え		+	断熱化
	外部開口部	シール打ち換え		+	既存サッシのガラス交換 (複層ガラスなど)
内部仕上げ	内部仕上げ	(既存のまま)	部分改修	+	内装の全面撤去・更新
	便所	(既存のまま)	部分改修	+	内装の全面撤去・更新 (ドライ化など)
電気設備	受変電設備	(既存のまま)	受変電設備交換 (容量 UP)	+	防災機能向上
	照明器具	(既存のまま)	部分改修	+	全面改修
機械設備	給水設備	(既存のまま)	部分改修	+	全面更新
	空調設備	(既存のまま)	部分改修	+	全面更新
その他	バリアフリー	(既存のまま)	(既存のまま)		昇降機の更新等
					スロープ・手すりの設置

※内部仕上げ・設備（電気・機械）の予防保全は、建物改修時に必要性が認められる場合限り、改修・更新を行う。改修を行わない場合は、別途適切な時期に実施するものとする。

(整備レベル例) 体育館

部 位		長寿命化改修レベル 1	長寿命化改修レベル 2	長寿命化改修レベル 3	
		中規模	大規模		
外部仕上げ	屋根・屋上	塗装塗り替え			
	外 壁	RC 造	外壁塗装塗り替え		
		鉄骨部	外壁ボード塗装塗り替え	+	仕上げ材葺替え
		断熱	(既存のまま)	(既存のまま)	内断熱
	外部開口部	シール打ち換え	+	既存サッシのガラス交換 (複層ガラスなど)	
	その他外部	鉄部塗装塗り替え			
内部仕上げ	内部仕上げ	(既存のまま)	部分改修	+	内装の全面撤去・更新
	便所	(既存のまま)	部分改修	+	内装の全面撤去・更新 (多目トイレ設置)
電気	照明器具	(既存のまま)	部分改修	+	全面改修
機械設備	給水設備	(既存のまま)	部分改修	+	衛生器具・配管 の全面更新
	空調設備	(既存のまま)	部分改修	+	全面更新
その他		(既存のまま)	(既存のまま)		避難所としての機能 ユニバーサルデザイン

※内部仕上げ・設備（電気・機械）の予防保全は、建物改修時に必要性が認められる場合に限り、改修・更新を行う。改修を行わない場合は、別途適切な時期に実施するものとする。

(3) 維持管理レベルの設定

施設の長寿命化を図るためには、耐用年数の中間年で実施する長寿命化改修（大規模・中規模）に加え、中規模改修を計画的に実施するとともに、劣化の著しい部位が発生した場合等の修繕は、経常修繕費で緊急修繕、機能回復等の対応を行うことで、建物を安全な状態に保つことが可能となります。そのため、維持管理についても可能な限り予防保全に努めます。